

# NEWS LETTER (労働社会保険)

## 今月のトピック

### 定期健康診断（一般健康診断）

事業者は、常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施する必要があります。ここでいう常時使用する労働者とは、次の①かつ②の労働者です。

- ①1年以上使用される予定の者、契約更新により1年以上引き続き使用されている者
- ②労働時間が通常の労働者の労働時間の4分の3以上である者

また、深夜業などの特定業務を行なっている場合は6か月以内ごとに行なう必要があります。

健康診断に掛かる費用については、事業主が負担することとされており、また、一般健康診断の実施に要した時間に対する賃金については「支払うことが望ましい」とされています。

ここでの注意点としては、就業規則などで健康診断の受診を義務付けており、受診しないことで就業規則にて懲戒が起りえる場合については、業務命令として評価されることもあり、その場合は賃金の支払い義務が発生します。

したがって、健康診断時の賃金を無給とする場合は、実態に即した判断が必要となります。

### 定期健康診断実施後の措置

定期健康診断の結果については、各労働者に対し通知し、事業所では健康診断結果の個人票を5年間保管しておかなければなりません。

また、健康診断の結果、有所見（要観察や要医療など）となった労働者がいた場合、会社はその労働者について、就業上の措置（通常勤務で良いか、勤務に制限を加える必要があるか、勤務を休む必要があるか等）を医師等に聞くこととされています。

この医師等の意見についても、健康診断後の措置として事業者が義務付けられており、労働基準監督署の調査の際に指摘されることがありますので、事業所で保管している個人票に記入不足が無いかに注意しましょう。

### 労働安全衛生法

健康診断や健康診断実施後の措置については、労働安全衛生法に規定されており、不足があった場合は直ちに事業活動に影響することは少ないですが、労災事故等が発生した際には大きな問題に発展してしまふこともあります。

具体的には、報道機関等から会社の管理体制が不十分であった部分を大きく報道されてしまったり、裁判に発展した場合には、事前にきちんと対応していれば防げたとして、会社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をされてしまうといったことに繋がります。

全ての法律について漏れなく対処できている会社は少ないですが、不足している部分については、少しずつでも対処していきましょう。

## ポイント

### 有所見者の定期健康診断実施後の措置について

有所見者は、健康診断の個人票に医師等の意見を記入し保管することが求められています。健康診断実施機関にて意見欄まで記入してもらおう、産業保健センター（産業医選任義務のない50名未満の事業所は無料）にて記入してもらおう、産業医に依頼して記入してもらおう等に対応することが可能です。